

令和 2 年 5 月 7 日

保護者各位

静岡市長 田辺 信宏  
(子ども未来局幼保支援課)

認定こども園・保育所等における登園自粛等の延長について (お願い)

平素より、静岡市幼児教育・保育行政につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、市内の保育施設においては、登園自粛等をお願いしているところですが、緊急事態宣言が延長されたことや、ゴールデンウィーク後の感染症の広がりの本市への影響を見極める必要があることから、引き続きお子様の安全を確保するため、下記のとおり期間を延長いたします。

保護者の皆様には引き続きご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 登園の自粛等をお願いする期間 (期間の延長)

令和 2 年 5 月 11 日 (月) ~ 令和 2 年 5 月 31 日 (日)

2 認定こども園・保育園等の対応について (前回の通知と同様の内容です。)

●認定こども園の 1 号認定 … 臨時休園とします。

※やむを得ず家庭で保育ができない方の預かり保育は実施します。

●認定こども園・保育園等の 2・3 号認定 … 登園の自粛をお願いします。

※上記期間中開園しますが、家庭での保育が可能な日は登園自粛をお願いします。

2・3 号認定の方…例えば下記の場合は登園自粛をお願いします

・就労のために利用している方

→勤務しない日、在宅の仕事等の場合は、登園を控えてください。

・求職活動のために利用している方

→面接等の求職活動を実施しない日は、登園を控えてください。

・育児休業に係る要件のために利用している方

→原則として登園を控えてください。

・その他の要件で利用している方 (妊娠・出産、疾病など)

→ご家庭の事情に応じて、可能な場合は登園を控えてください。

### 3 保育料について

期間内で新型コロナウイルス感染症対策にともない登園を控えた日の保育料は、日割り計算をします。※還付の方法等については改めてお知らせします。

### 4 提出物について

◇1号認定の方…

別紙「登園希望届（期間延長分）」に必要事項記載のうえ、園あてご提出ください。

◇2・3号認定の方…

別紙「登園自粛届（期間延長分）」に必要事項記載のうえ、園あてご提出ください。

### 5 登園する場合のお願い

- ・登園前に、ご自宅でお子様の体調を必ず確認（検温）してください。
- ・お子様が体調不良の場合は、完治するまでご自宅での休養をお願いします。
- ・お子様の在園時間の短縮にご協力をお願いします。

◇早朝や夜の延長保育の申込みはできるだけお控えください。

◇ご家庭内で始業時間が遅い保護者様に合わせての登園、終業時間の早い保護者様に合わせてのお迎えをお願いします。

### 6 「育児休業明けの復帰」や「就労開始」のために、3月・4月に入所した方の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に起因し、就労先との調整の結果、一時的に育児休業明けの復帰予定日や就労開始日が延期となり、6月30日までに復職（就労開始）となる場合には、保育所等の退園は不要とします。

※今後の状況により、復職（就労開始）期限をさらに延長する場合があります。

### 7 その他

- ・ご自宅での保育にあたり、子育てに関する不安やお悩みをお持ちの方は、ひとりで悩まないで、お通りの園、または各区福祉事務所 子育て支援課 家庭児童相談係（葵 221-1096・駿河 287-8675・清水 354-2429）までご相談ください。
- ・当初想定していた期間を超えるため、家庭での保育が困難なご家庭につきましては、園にご相談くださるようお願いいたします。
- ・今後の感染状況等により登園自粛等の内容を変更する場合には、改めて通知します。

担当 静岡市子ども未来局幼保支援課

総務・事業者指導係

TEL354-2622

システム係（保育料・認定に関すること）

TEL354-2630